

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成29年5月29日（平成29年（独情）諮問第27号）

答申日：平成29年7月25日（平成29年度（独情）答申第17号）

事件名：特定個人宛での「ハラスメント防止委員会の審議結果について（通知）」に係る審議内容及び審議結果に至る経緯が分かる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書14（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年4月19日付け岡大総総第18号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

- (1) 岡山大学のハラスメント防止委員会には審議結果に対する「不服申立て」、「再審議」等がないうえに、審議結果通知書にはその結果の判断理由が書かれていない。そのために、当方が審議内容等について開示請求したにもかかわらず、「ハラスメント防止委員会の審議内容」「ハラスメント防止委員会の審議結果に至る経緯」に係る審議内容部分は全て黒塗りで、黒塗りの理由が個人情報保護に対する対応としているが、納得がいかない。
- (2) 「国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」2条「二 アカデミックハラスメント 職務上、教育上若しくは研究上の地位又は人間関係などの優位性を背景として行われる、職務、教育又は研究の適切な範囲を超える言動であって、次のいずれかの結果を

もたらずもの（前号にあたるものを除く。）イ 他人に精神的又は身体的苦痛を与えること。」，また2条2において「この規程において，「ハラスメントに起因する問題」とは，ハラスメントのため職員の就労又は学生等の修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。」とあり，当方は岡山大学の不適切な対応によって，精神的苦痛と修学上の不利益を受けている。それにもかかわらず，何をもって不適切な対応だけを認め，ハラスメントではないと判断したのか，その経緯，その理由が分からない審議結果なるものを渡されて納得がいかないため情報公開を求めたが，情報の開示を求めた結果が全面黒塗りの文書では，何をもって情報公開なのか当方は理解できないため，不服申立てをする。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問に至る経緯及び概要

- (1) 審査請求人は，処分庁に対し，平成29年3月20日付け「法人文書開示請求書」により，法人文書「ハラスメント防止委員会の審議結果について（通知）」に係る審議内容及び審議結果に至る経過に関する文書について開示請求を行った。
- (2) 処分庁では，本件開示請求に係る法人文書として，別紙のとおり文書を特定し，その一部を開示する旨の決定をし，平成29年4月19日付け岡大総総第18号「法人文書部分開示決定通知書」により審査請求人に通知し，同年5月2日に，岡山大学情報公開窓口にて写しの交付による開示を実施した。
- (3) 審査請求人は，審議内容及び審議結果に至る経緯に係る該当部分が不開示であることについて納得がいかないとして，平成29年5月15日付け不服申立書により審査請求を行った。

#### 2 審査請求において開示を求められている文書

ハラスメント防止委員会の審議結果に係る審議内容及び審議結果に至る経緯が分かる文書（別紙文書一覧のうち，文書3，4，5，9，13及び14）

#### 3 審査請求人の主張に対する検討

##### (1) 文書の特定について

本件審査請求書の内容からは文書特定に対する不服は読み取れないが，念のため改めて検討しておく。本件ハラスメント防止委員会の審議結果に係る文書について，相談受付から審議結果に至るまでの流れに沿って法人文書部分開示決定通知書の別紙のとおり特定しており，審査請求人の請求内容に対応する文書は，これ以外にはなく，文書の特定は妥当であると考えます。

##### (2) 各文書における不開示部分の不開示妥当性について

審査請求人は、部分開示決定において不開示とされている当該ハラスメント防止委員会の審議内容及び審議結果に至る経緯について、全面黒塗りの文書では、何をもって情報公開なのか理解できないとして不服を申し立てている。

ここで、上記2において示した該当文書について、それぞれ不開示部分の不開示妥当性について改めて検討する。

① 文書3：平成28年度第2回ハラスメント防止委員会 資料1 事案概要

当該事案概要の表題は開示することとし、その余の部分については、当該ハラスメント申立の内容及び当事者等の情報が記載されており、個人が特定できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であるため、法5条1号に該当するとして不開示が維持されるべきであると考ええる。

② 文書4：平成28年度第2回ハラスメント防止委員会 資料1 相談受付報告書

当該相談受付報告書の表題及び様式の部分は開示することとし、その余の部分については、当該ハラスメントの相談内容及び事実関係等が記載されているため、ハラスメント相談申立人の個人が特定できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号に該当するとして不開示が維持されるべきであると考ええる。

③ 文書5：平成28年度第2回ハラスメント防止委員会 資料1 相談員意見書

当該相談員意見書の表題及び様式の部分は開示することとし、その余の部分については、当該ハラスメント相談事案に対する相談員の意見等が記載されているため、ハラスメント相談申立人の個人が特定できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号に該当するとして不開示が維持されるべきであると考ええる。

④ 文書9：平成28年度第2回ハラスメント防止委員会の議事要旨について（伺）

開示決定時の不開示理由に示しているとおり、当該不開示部分は、審議の内容及び事案の処理方針に関する情報であり、かつ委員の意見を含んでおり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、公表することで負担の重さや紛争を避けることを理由に委員の就任若しくは委員会出席を拒む、又は委員会での率直な意見を控える等、審議に影響を及ぼす、又は委員会業務が形骸化するおそれがあるため、法5条

4号柱書きに該当するとして、不開示が維持されるべきであると考ええる。

⑤ 文書13：平成28年度第5回ハラスメント防止委員会 資料1  
調査報告書

当該調査報告書の内容については、ハラスメント相談申立人の個人が特定できる情報又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、法5条1号に該当するため不開示が維持されるべきであると考ええる。

また、調査の内容及び事案の処理方針に関する情報であり、かつ委員の意見を含んでおり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、公表することで負担の重さや紛争を避けることを理由に委員の就任若しくは委員会出席を拒む、又は委員会での率直な意見を控える等、審議に影響を及ぼす、又は委員会業務が形骸化するおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとして、不開示が維持されるべきであると考ええる。

⑥ 文書14：平成28年度第5回ハラスメント防止委員会の議事要旨  
について（伺）

開示決定時の不開示理由に示しているとおおり、当該不開示部分は、審議の内容及び事案の処理方針に関する情報であり、かつ委員の意見を含んでおり、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、公表することで負担の重さや紛争を避けることを理由に委員の就任若しくは委員会出席を拒む、又は委員会での率直な意見を控える等、審議に影響を及ぼす、又は委員会業務が形骸化するおそれがあるため、法5条4号柱書きに該当するとして、不開示が維持されるべきであると考ええる。

以上①～⑥により、審査請求人の請求について改めて検討した結果、文書3、4及び5に係る表題及び様式部分については開示することとし、その他の部分については、なお不開示とすることが妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年5月29日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月28日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月10日    | 審議            |
| ⑤ 同月21日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

本件対象文書は文書1ないし文書14であり、処分庁は、その一部を法5条1号、2号並びに4号柱書き及びへに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、「ハラスメント防止委員会の審議内容」及び「ハラスメント防止委員会の審議結果に至る経緯」に係る審議内容については開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、文書3、文書4及び文書5に係る表題及び様式部分については開示するが、その余の部分は法5条1号及び4号柱書きに該当し、なお不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、検討する。

### 2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求に係る開示請求書を確認すると、「法人文書の名称又は知りたい内容等」欄には「ハラスメント防止委員会の審議内容と結果に至る経過を知るため」とのみ記載されており、また、同請求書に添付された「ハラスメント防止委員会の審議結果について（通知）」（以下「本件通知書」という。）を確認すると、ハラスメント防止委員会委員長が、ハラスメント事案の申立人に発出した通知文書であって、名宛人として当該申立人の氏名（審査請求人の氏名と同じ）が明記されていることが認められる。

そうすると、本件開示請求は、本件通知書の添付により、ハラスメント事案の申立人（審査請求人）の氏名を明示し、当該事案についてハラスメント防止委員会で審議が行われたことを前提として、その審議に係る文書（本件対象文書）について法に基づき開示することを求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、審査請求人を申立人とするハラスメント事案についてハラスメント防止委員会で審議が行われたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、本件通知書で明示された特定の個人（審査請求人）を識別することができるものと認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示を維持すべきとする部分を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

### 3 付言

本件対象文書の開示請求については、本来であれば、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求の対象となるものと考えられ、処分庁は同法に基づく開示請求ができることなどについて開示請求者に教示すべきものと認められる。

今後、自己情報について開示請求をしようとする者に対しては、同法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど、適切な対応をすることが望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号並びに4号柱書き及びへに該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び4号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 平成 28 年度第 2 回ハラスメント防止委員会の開催について（通知）
- 文書 2 平成 28 年度第 2 回ハラスメント防止委員会資料の事前配付について
- 文書 3 同委員会資料 1 事案概要
- 文書 4 同委員会資料 1 相談受付報告書
- 文書 5 同委員会資料 1 相談員意見書
- 文書 6 同委員会資料 国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 文書 7 同委員会資料 ハラスメント防止委員会名簿
- 文書 8 同委員会資料 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート [ハラスメント事案]
- 文書 9 平成 28 年度第 2 回ハラスメント防止委員会の議事要旨について（伺）
- 文書 10 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）
- 文書 11 平成 28 年度第 5 回ハラスメント防止委員会の開催について（通知）
- 文書 12 平成 28 年度第 5 回ハラスメント防止委員会資料の事前配付について
- 文書 13 同委員会資料 1 調査報告書
- 文書 14 平成 28 年度第 5 回ハラスメント防止委員会の議事要旨について（伺）